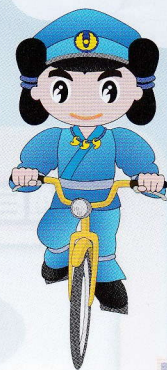


タンデム自転車 公道が走れます!!



※島根県道路交通法施行細則の一部改正によりタンデム自転車で公道走行が可能となりました。

タンデム自転車って?



二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車です。

何が変わったの?



今まで、公道で走行できませんでしたが、公道を走行できるようになります。

タンデム自転車の特徴は?

- ① 視覚障がい者や脚力の弱い方でも走行を楽しむことができます。
- ② 一般的な自転車と交通ルールが異なります。
- ③ 一般的な自転車と比べて小回りが利かないなど運転感覚が大きく異なります。
- ④ 二人でこぐので速度が出やすいため注意が必要です。

走行する際の注意点は?

① 走る前に練習をしましょう



ヘルメットをかぶろう!!



安全な場所で十分練習をしてから
道路を走るようにしましょう。

② コミュニケーションを取ろう



止まるよ

はい

発進・停止・曲がるときは、
声を掛け合ようにしましょう。

※練習方法等の問い合わせは、島根県警察本部交通企画課まで。
なお、公益社団法人島根県視覚障害者福祉協会では講習会を開催予定です。



交通規制上の注意事項

普通自転車と軽車両の違いは？

リアカー、人力車、馬・牛、馬車・牛車 など



タンデム自転車

軽車両



普通自転車

- ①車体の大きさ
長さ 190 cm以内、幅 60 cm以内であること
- ②車体の構造
 - ・側車を付けていないこと
 - ・運転席以外の乗車装置を備えていないこと
 - ・制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
 - ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

歩道は通行できません

歩道には右のように「自転車及び歩行者専用」の標識が設置されていることがありますが、ここでいう「自転車」は「普通自転車」のことを意味します。

普通自転車ではないタンデム自転車は、このような標識があっても歩道を走ることはいけません。

車道の左側を通行することになります。



「自転車を除く」の補助標識は適用されません



自転車を除く



自転車を除く



自転車を除く

進入禁止や一方通行等の規制標識に「自転車を除く」という補助標識があっても、タンデム自転車は除かれません。

車両用の信号に従って進行することになります。

歩行者用信号ではなく、**車両用信号**に従って進行することになります。

